

## 通報(告発)受付窓口

横浜国立大学では、公的研究費を本学又は研究資金配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させるなど、不正使用に関する通報を受け付けるため通報受付窓口を以下のとおり設置しています。

### ◆ 不正使用に関する通報の方法

通報者は、電話・FAX・電子メール・書面及び面談により通報し、実名を明かして下さい。

### ◆ 通報者の保護

- ・通報者が通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱も行いません。
- ・通報者が通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講じます。
- ・通報者に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、教職員就業規則に従って、懲戒等を行うことができます。
- ・本学及び本規則に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、通報された内容、知り得た秘密を洩らしません。

※詳細は、「国立大学法人横浜国立大学公益通報者の保護に関する規則」をご覧ください。

### ◆ 通報(告発)の留意事項

- ・通報を受け付ける際には、通報者の氏名・所属・連絡先・不正使用を行ったとする研究者等、不正使用行為の態様について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者にご協力をお願いする場合があります。
- ・調査の結果、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的によるものと認められた場合には、当該通報者に対して就業規則に基づく懲戒等、刑事告発等を含む措置を講ずることがあります。

### ◆ 通報(告発)受付窓口

名 称:国立大学法人 横浜国立大学 財務部財務課

住 所:〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1

電 話:045(339)3042(受付時間:平日8:30~17:15(12:00~13:00を除く))

FAX :045(339)3059

メール :zaimu.fukukacho@ynu.ac.jp